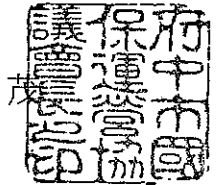




30府国運発第3号
平成30年10月17日

府中市長 高野律雄様

府中市国民健康保険運営協議会
会長 村木



府中市国民健康保険税条例の一部改正について（答申）

平成30年10月9日付30府市保第396号で諮問のありました標記について、別紙のとおり答申いたします。

府中市国民健康保険税条例の一部改正について（答申）

府中市国民健康保険運営協議会

1 審議の経過

平成30年10月9日に府中市長から「府中市国民健康保険税条例の一部改正について」、具体的には「国民健康保険税率等の見直し及びそれに伴う国保財政健全化計画書の見直しについて」の諮問を受け、国民健康保険制度の動向及び現状を踏まえ、他市の状況等を参照しながら、審議を行った。

2 審議の内容

(1) 国民健康保険の状況

国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いことや被保険者の所得水準が被用者保険等と比較し低く、保険税の確保が困難であることなどの構造的な問題から、厳しい財政運営状況となり、一般会計からの法定外繰入金による赤字補填を行っている。

将来にわたり国民皆保険制度を堅持するために、平成30年4月からは、国民健康保険の運営は市区町村単位から都道府県単位となり、市区町村と共に東京都が国民健康保険の保険者となった。

東京都は、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に係る国民健康保険の運営において、中心的な役割を担い、統一的な運営方針である東京都国民健康保険運営方針を定め、市区町村はこれに基づき、各市区町村で行う国民健康保険事業を運営している。

東京都国民健康保険運営方針では、国民健康保険財政の安定的な運営を確保し、被保険者の健康を守るために、保険給付に見合った保険税率の設定、保険税の徴収、保健事業の展開等により、医療費の適正化に取り組むこととされている。また、一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、被保険者以外の住民にも負担を強いることとなるために、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金等の解消・削減に、計画的・段階的に取り組む必要があるとされている。

(2) 審議に際しての意見

ア 国民健康保険には構造上の問題があり、その負担を国民健康保険の被保険者に負担させなくてもよいのではないか。セーフティネットに近い部分が多大にあると思うので、市民税等の税金から補填することは仕方がない。

イ 負担の公平化という文言は、何をもって公平という状態なのかが表せないのであれば、適当ではない。

ウ 被用者保険は、国民健康保険より多額の負担を納付金という形で拠出している。国民健康保険も一生懸命運営されているのはわかるが、府中市の賦課限度額は低いので、改正するべきである。さらに、被用者保険の被保険者は、自分が加入している保険とは別に負担をしている状況でもあるので、制

- 度を維持していくためにも、早く解消に取り組むことが必要ではないか。
- エ 国民健康保険の被保険者は、所得が少ない方、医療を必要とする方などが多く感じている。その方たちに負担を強いてよいのか。保険税額が高くなりすぎると国民健康保険制度が維持できなくなるのではないか。
 - オ 市民税等を国民健康保険に充てることと、セーフティネットとは問題が異なるため、別々に議論が必要である。
 - カ 医療費の適正化、保健事業の取組も充実させていくべきである。
 - キ 来年度は消費税の増税も予定されているので、被保険者の負担感にも十分配慮する必要がある。
 - ク 国民皆保険制度は、病気になられた方、高度な医療が必要な方などには、こんなにありがたい制度はないので、長く維持していかなければならない。
 - ケ 国民健康保険の被保険者への負担感やインパクトを、出来るだけ抑えつつ提示することが大事だが、特別会計の中で完結していくという原理原則からも、赤字解消への考え方は認めていきたい。

これらの意見を踏まえ、総合的な見地から審議し、次の結論に達した。

3 結論

府中市は、多摩26市内で比較すると、一人当たり所得は平均的だが、一人当たり保険税額は低く、一人当たり法定外繰入金が高い状況にあり、この状態の是正及び府中市の国民健康保険財政の健全化に向けた保険税率等の改正を行う必要がある。なお、改正に当たっては、平成31（2019）年10月からの消費税増税などを勘案し、急激な被保険者の負担増に配慮すべきである。

このほか、レセプト・療養費の二次点検等による適正な保険給付、並びに、府中市国民健康保険保健事業実施計画に基づく特定健康診査、特定保健指導、及び糖尿病性腎症重症化予防事業等の保健事業による被保険者の健康保持・増進の取組を維持継続することにより、歳出抑制に努めることが重要である。

また、国民健康保険制度の構造的な問題については、府中市単独で解消できる問題ではないが、引き続き、課題として注視する必要がある。

以上のことから、現行の府中市国民健康保険税等については、次のとおり改定することが適当である。

区分	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分	計
所得割率	4.69 %	1.45 %	1.52 %	7.66 %
増減	+0.06 P	+0.03 P	+0.03 P	+0.12 P
均等割額	23,320 円	7,140 円	9,540 円	40,000 円
増減	+400 円	+300 円	+300 円	+1,000 円
賦課限度額	58 万円	19 万円	16 万円	93 万円
増減	+6 万円	+2 万円	0 万円	+8 万円

これに伴い、国保財政健全化計画書については、別紙のとおり、隔年で同程度の所得割率及び均等割額の改定を行うことを想定し、削減予定額を設定する。

今後の国民健康保険税の所得割率及び均等割額の見直しは、2年毎に検討を行うこととし、賦課限度額については、法定賦課限度額の改正に合わせて見直しの検討を行うこととする。また、国保財政健全化計画書は、国民健康保険税の見直しに合わせて、変更の可否を判断するものとする。

国保財政健全化計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から 35年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	029	府中市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	2,479,929千円		歳入:被用者保険、後期高齢者医療制度等への移行による被保険者数の減少及び高齢者割合の増加に伴い、収納率は向上しているものの保険税収が減少している。 歳出:被保険者数の減少等により保険税収が減少しているにもかかわらず、医療の高度化等により被保険者1人当たり医療費が想定より増加している。					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	千円							
	赤字額(合計)	2,479,929千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額:2,729,766千円 ②赤字削減・解消手段の主要事項 平成30年度に、赤字の発生原因に関する要因分析等を行い、赤字削減・解消に向けた方針を市の国民健康保険運営協議会に諮り、定める。			・医療費の適正化及び被保険者の健康意識の向上、健康保持・増進のため、レセプト及び療養費二次点検及び保健事業等を実施する。なお、実施に当たっては、保険者努力支援制度等による交付金を活用する。 ・更なる収納率の向上のため、現年課税分の徴収強化、滞納繰越分の圧縮、財産調査による徴収強化と適正な執行停止、また、利便性の向上を図るために納付環境の整備を行う。 ・保険税率等の改定を行う。平成31年度においては、109,614千円の調定増。					
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	214,889 千円(%)	102,611 千円(%)	172,522 千円(%)	100,000 千円(%)	172,476 千円(%)	762,498 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	- 千円(%)	- 千円(%)	- 千円(%)	- 千円(%)	- 千円(%)	- 千円(%)	- 千円(%)
合計赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	214,889 千円(%)	102,611 千円(%)	172,522 千円(%)	100,000 千円(%)	172,476 千円(%)	762,498 千円(%)		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。

※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。

※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

平成 年 月 日

東京都知事殿

保険者名 府中市

代表者職氏名

印